

平成30年度第4回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：平成31年3月19日（火）10時～11時20分

場 所：徳島県庁10階 中会議室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

1 「(仮称)ドラッグストアモリ阿南店」の新設届出

2 「ハローズ津乃峰店」の新設届出

3 「(仮称)ドラッグストアモリ鳴門店」の新設届出

4 「コーナンPRO南小松島店」の変更届出

5 「マルナカ脇町店」の変更届出

6 「イオンモール徳島」の変更届出

出席委員：木戸口委員、奥嶋委員、近藤委員、佐々木委員

県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課

(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

■議題1

「(仮称)ドラッグストアモリ阿南店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：来店車両出入口と業務用車両専用出入口があるが、車両通行の混乱や交錯がないよう安全面に配慮していただきたい。

委 員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委 員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了

■議題2

「ハローズ津乃峰店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：交通量調査結果から懸念される点として、交差点Aにおいて、国道55号の上り車線から店舗方向に右折する場合に、渋滞が発生する可能性もあるので、改めて交通

処理計画の確認を図られたい。

委員：出入口2においては、来店車両と荷さばき車両が、それぞれ出入りする計画であり、車両の交錯がないよう安全面に配慮していただきたい。

委員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、
①交差点Aにおいて、国道55号の上り車線から店舗方向に右折する車両の渋滞発生を防ぐ交通処理計画とすること。
②出入口2において、来店車両と荷さばき車両の交錯がないよう安全対策を徹底すること。
の2点を留意事項として付すことにします。

→意見なしで終了

■議題3

「(仮称)ドラッグストアモリ鳴門店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：騒音予測結果において、発生する騒音ごとの騒音レベルの最大値が、B地点で基準値を上回る結果となっており、今後苦情等が発生した場合には、今回の届出に係る対応方針のとおり誠意を持って対応していただきたい。

委員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了

■議題4

「コーナンPRO南小松島店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

(質問、意見なし)

委員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了

■議題5

「マルナカ脇町店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：駐車場の拡張により、場内の歩行者通路の導線が変わっているため、事故が生じないよう安全面に配慮していただきたい。

委員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了

■議題6

「イオンモール徳島」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

(質問、意見なし)

委員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了